

神戸市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２７年３月
(令和７年７月改訂)

神戸市通学路交通安全推進会議
および各区通学路交通安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「神戸市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2 神戸市通学路交通安全推進会議および各区通学路交通安全推進会議

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「神戸市通学路交通安全推進会議および各区通学路交通安全推進会議」を設置した。

（以下、「神戸市通学路交通安全推進会議」を「本会議」、各区通学路交通安全推進会議を「地区会議」と記載）

【本会議】

- ・国土交通省兵庫国道事務所
- ・兵庫県警察交通規制課
- ・兵庫県警察神戸市内各警察署交通課
- ・神戸市危機管理局
- ・神戸市建設局道路工務課
- ・神戸市建設局各建設事務所
- ・福祉局 障害者支援課
- ・各区小学校代表校長（健全育成委員会）
- ・中学校代表校長（交通専門部）
- ・こども家庭局 幼保事業課
- ・神戸市教育委員会事務局児童生徒課

- * 年1回開催
- * 通学路安全点検に関する、情報共有、意見交換の場とする。
- * メンバーは必要に応じて変更されることもある。

【地区会議】10ブロック

- ・神戸市建設局各建設事務所
- ・兵庫県警察神戸市内各警察署交通課
- ・各区代表校長（健全育成委員会）（・国土交通省兵庫国道事務所）
- ・神戸市教育委員会事務局児童生徒課（その他必要に応じて）

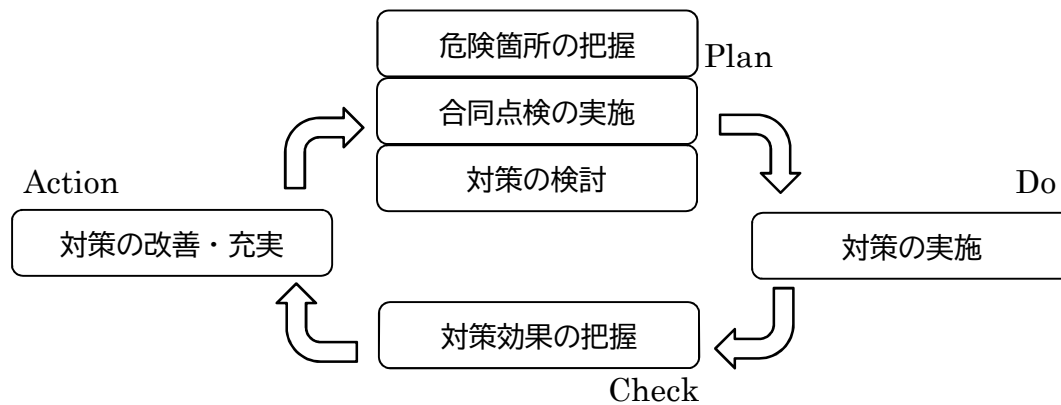
- * 年1～2回程度開催
- * 各地区で開催します。対策箇所について検討し、状況に応じて合同点検を実施する。
- * メンバーは必要に応じて変更されることもある。

3 取組方針

（1）基本的な考え方

- ・継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度の緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。
- ・これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 主要機関の役割

- ・ 神戸市教育委員会事務局
通学路交通安全推進会議の開催、学校園からの要望事項の掌握及び安全対策について検討する。
- ・ 神戸市危機管理局（被災者支援担当）
交通安全に関する学校要望の取りまとめ及び、関係機関との調整、交通安全標示（青色）を設置する。
- ・ 国土交通省兵庫国道事務所・神戸市建設局
道路施策全般に関する助言、道路管理者として安全対策の検討と実施。
- ・ 兵庫県警察
道路交通施策全般に関する助言、交通管理者として安全対策の検討と実施。

(3) 対策の検討（Plan）

- ・ 教育委員会事務局、各小学校及び義務教育学校前期課程（以下、各小学校）は、学校運営協議会をはじめ、保護者・近隣学校園・地域関係団体等の協力を得ながら日常的に通学路における危険箇所の把握に努める。
- ・ 教育委員会事務局及び各小学校は通学路についての要望や危険箇所を収集し、神戸市危機管理局を通じて各関係機関へ共有する。
- ・ 教育委員会事務局は地区会議を開催し、抽出された要望・危険箇所について各関係機関が連携を図りながら安全対策を検討する。
- ・ 検討にあたっては、必要に応じて合同点検を実施するものとする。
- ・ 上記で決定した安全対策が困難な場合、再度地区会議を開催するなど、代替案を検討する。

(4) 対策の実施（Do）

- ・ 地区会議や合同点検の結果等に基づき、各関係機関は連携を図りながら、通学路の安全対策を実施する。

(5) 対策効果の把握（Check）

- ・ 教育委員会事務局及び各小学校は、学校運営協議会等の場を活用して、通学路の改善状況の報告を行う等、対策実施後の効果を把握する。
- ・ 各関係機関における日常的なパトロール等も活用することで連携する。

(6) 対策の改善・充実（Action）

- ・ 対策の実施後、依然として安全確保が見込めない場合や、新たな問題が

発生した場合は、教育委員会事務局及び各小学校は、改めて学校運営協議会等の場において、できる対策について検討する。

- ・過去に実施した対策や各関係機関が所管する構造物等に補修が必要な場合、各小学校は随時関係機関へ対応について依頼する。

4 共有

各地区の点検結果や対策内容について、各小学校は、保護者や地域関係者と共有する。

【フロー図】

通学(園)路の交通安全に関する要望の流れ

要望書作成(3～5月)

